

# 専門相談員コラム

## いつも一緒に～医療情報～

専門相談員 牧野 裕子

3月11日に発生した東日本大震災。被災地の皆様には心からお見舞いを申し上げますとともに、一刻も早い復興をお祈り致します。

関西方面には直接的な被害はほとんどありませんでしたが、阪神淡路大震災の記憶が新しい私たちにとっては、とても身近なこととして感じられます。

ところで、皆さんは災害に対してどのようなご準備をなさっていますか？

災害時の避難場所と安全なルートの確認。防災リュックの中には、懐中電灯、携帯ラジオ、飲料水と保存食。さらに治療中の疾患をお持ちの方は、できれば3日分のお薬。しかし、いざという出来事は外出先で起こったり、自宅に居られても着の身着のまま避難しなくてはならない場合も少なくありません。食べ物や衣類などは避難先で分けて頂くことも出来ますが、ご自身特有のもの・例えば日頃飲んでおられるお薬や、処置で用いる材料などは、名称がはっきりしている方が、支援を求めるときや治療を受ける時にも便利です。

必要な医療情報をお財布などいつも身につけておられるものに忍ばせておいたり、携帯電話のメモリーに情報を登録しておくことで安心ですね。

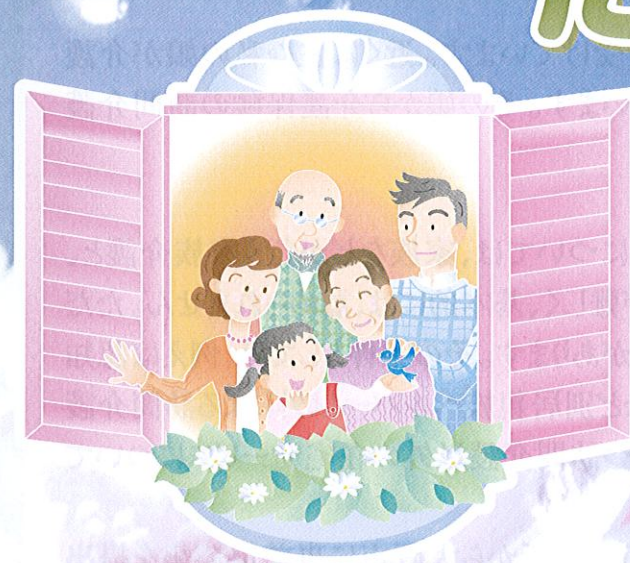
この機会に、介護者ご自身の健康と安全にも目を向けて頂きたいと思います。

専門相談員：当センターでは、福祉・保健・医療・法律分野の専門家を専門相談員に委嘱しております。専門相談員は、必要に応じて関係当事者を訪問し、相談内容を聞き、あっせん案を提示します。

# おおさか介護サービス 相談センター だより

第16号

発行  
2011年(平成23年)  
5月24日



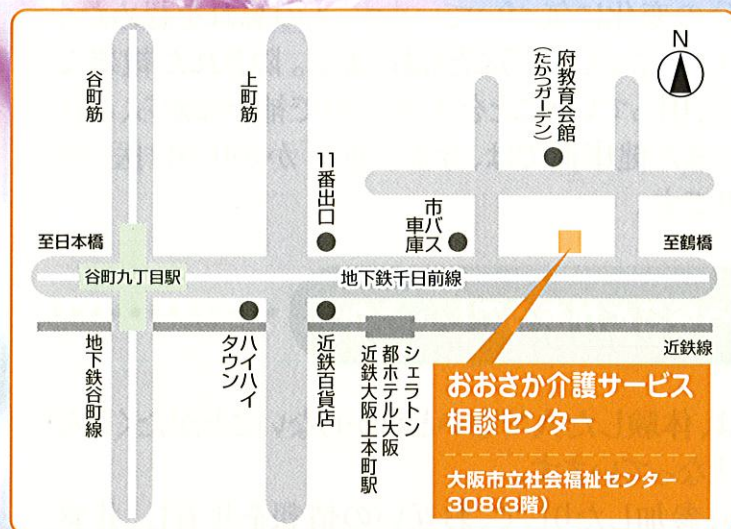
### 名称

社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会  
おおさか介護サービス相談センター

### 所在地

大阪市天王寺区東高津町12番10号  
大阪市立社会福祉センター308

### 付近案内図



■地下鉄「谷町九丁目駅」から徒歩約10分  
■近鉄「大阪上本町駅」から徒歩約5分 (11番出口を東へ)  
●市バス「上本町六丁目」下車徒歩約5分

※駐車場はありません



### 相談日時

平日 午前9時から午後5時まで  
※土曜・日曜・祝日  
年末年始(12月29日～1月3日)を除く



### 相談ができる人

大阪市にお住まいの介護保険の利用者と家族  
介護保険の事業者等



### 電話

06-6766-3800  
06-6766-3855



### FAX

06-6766-3822



### ホームページ

<http://www.kaigo-osaka.ne.jp/>

※再生紙を使用しています。

### ごあいさつ

おおさか介護サービス相談センター所長を4月1日より三輪昌子前所長の後任として拝命しました。前任者同様、ご指導・ご支援をお願い申し上げます。

介護保険制度が始まった平成12年10月、大阪市では、利用者の権利を守りながら、同時に事業者の適正なサービス提供ができるよう支援する相談機関として当センターを創設しました。これは、大阪市独自の制度であり、当時創設する際の委員会委員長としてかかわったことから、運命は奇なるものであると思っています。

現在、介護保険制度は地域包括ケアのもとで、高齢者が住み慣れた生活圏域で、必要なサービスや手助けを必要な時に直ぐ利用できることを目標としています。そうした中で、センターは、地域において継続して生活ができる地域包括ケアに大いに貢献できることがあり、利用者側やサービス事業者側の両者からの期待に積極的に応えていくことが肝要であります。

センターは、高齢者やその家族、さらには近隣からだけでなく、介護支援専門員や地域包括支援センター職員、さらには介護サービス事業者職員からの幅広い相談を進めていかなければなりません。そのため、できる限り相談が受けられるよう広報活動や、介護保険に関する他の機関との連携を深めてまいりたいと考えています。同時に、電話での一般相談から専門家による相談に至るまで、職員の専門性を高め、より相談しやすく、適切な問題解決を進めていく環境を作っていく所存です。

是非、多くの皆様のご利用をお待ちしています。

おおさか介護サービス相談センター 所長 白澤 政和

概要

- 「一般相談」では、介護保険サービス等の利用者・事業者からの各種相談を、電話または来所により受付けて対応にあたります。
- 相談の内容によっては、福祉、保健、医療、法律等、各分野の専門知識を持った専門相談員による「専門相談」を行い、すみやかに問題解決をはかります。
- 必要に応じて「あっせん」「調停」を行います。
- 相談はすべて無料です。
- 秘密はかたく守ります。匿名での相談にも応じます。

相談

**Q** 私は現在、介護保険で要介護2の認定を受けています。近くに住む私の娘が介護保険の事業所に勤務し、ヘルパーとして働いています。その娘から介護保険の訪問介護サービスを受けることができるでしょうか。

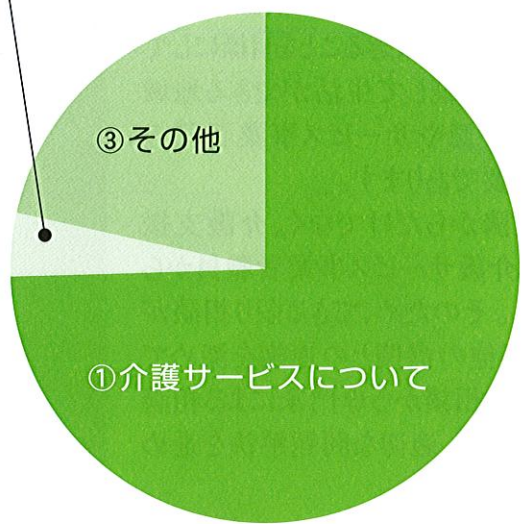
**A** 別居親族による訪問介護サービスの提供については、家族などが行う家族介護と、介護保険の対象となるサービスを区別することが難しく、基本的には、認められません。ただし、一定の条件を満たす事により対象となる場合があります。その条件としては、例えば認知症などの疾患が医師により診断され、介護拒否など別居親族ヘルパー以外による訪問介護が極めて困難な心身状況にある場合で、なおかつ訪問介護以外の在宅サービスについて提供できない状況であることが条件となります。

なお、その際には介護保険の訪問介護を行う事業所から大阪市に事前協議書を提出するなど手続きを行っていただく必要があります。詳細については、大阪市健康福祉局のホームページをご覧ください。

受付件数

平成22年4月から平成23年3月までの内容別の受付件数

②介護保険制度について



内 容	件 数
①介護サービスについて	5189
(ア) 介護サービスの内容について	2023
(イ) サービス利用料等について	439
(ウ) ケアマネジャー・ケアプランについて	902
(エ) 介護サービス事業者の対応について(説明不足等)	1668
(オ) その他の介護サービスについて	157
②介護保険制度について	297
③その他	1482
合 計	6968

※相談内容が複数項目に該当する場合は、その該当項目すべてを件数に上げています。

ひとくちインタビュー

市内の介護家族の会についてのお問い合わせは、「大阪市介護家族の会連絡会」まで。

【事務局】

TEL/06-4392-8188

FAX/06-4392-8185

Q 認知症対策連携強化事業とはどのような事業でしょうか？



**A** 認知症になっても、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、できるだけ早い時期に適切な診断や対応を行い、認知症に関する正しい知識と理解に基づき、地域で本人や家族などを支えるための、総合的で継続的な体制づくりが必要です。

そのために、認知症疾患医療センターとの連携を行いながら、地域におけるネットワーク構築、認知症疾患医療センターにおける認知症の確定診断を受けた人に対する支援、地域包括支援センターへの認知症介護に関する専門的な助言・支援、若年性認知症の方への支援などを行っている事業です。

Q 「認知症かな」と思ったら、どこに相談すればよいのでしょうか？



**A** 身体の状況等を把握されている「かかりつけ医」の先生か、最寄りの地域包括支援センターに相談することが望ましいでしょう。

「かかりつけ医」の先生はその方の状況に応じ、認知症疾患医療センターなどの専門医療機関と連携し、対応しています。また地域包括支援センターは、認知症支援に関するこれまでの事例や支援に必要な情報を積み重ねており、適切なケアなどにつなげています。

Q 認知症の方と暮らすときには、どのようなことに配慮すればよいのでしょうか？



**A** 認知症の方は、ご自分の変化に気づいています。もの忘れを認めたくなくて「忘れていない」と言ってしまうこともあります。隠された複雑な思いをくみとり、さりげなく自然に、困っていることを生活の中で補いながら、これまでと変わりなく接してください。また健康面では、今まで通り「かかりつけ医」の先生に診ていただくことが大切です。

Q 認知症の方の家族ケアとしては、どのようなことがあるのでしょうか？



**A** 介護家族の気持ちは、体験した人でないとわからないことがたくさんあり、心のケアも重要となっています。

介護家族の会に相談したり、参加したりして、お互いの情報を共有し、共感することも大切です。